

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 へいせい
福岡県糸島市前原西5-1-31

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 4 年 3 月 16 日～令和 4 年 4 月 15 日（1ヵ月）
全区域(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域)

3 指名停止理由

株式会社 へいせいは、公共工事4件及び民間工事2件において、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならないにもかかわらず、1人の技術者を複数の工事現場に兼任して置き、工事現場ごとに、専任の者を置かなかつたことから、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年2月2日、福岡県知事より指示処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第14号ロ(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第14号ロ(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。 イ 所属担当官 ロ 所属担当官以外の農林水産省の所属担当官	当該認定をした日から 全区域を対象として 2ヵ月以上9ヵ月以内 全区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内